

生活環境事務所の業務

資料3

■許可、届出、免許

- ・食品営業許可、産業廃棄物処理業・処理施設許可、旅館業許可、公衆浴場許可、理美容所・クリーニング所届出等

■立入検査・監視指導

- ・食品監視・収去検査、許可施設等監視・立入検査、採水検査等

■調査・行政処分

- ・食中毒調査、許可施設の営業停止・許可取消等行政処分

■苦情相談、情報提供・普及啓発

- ・食品・公害苦情相談対応、食中毒予防普及啓発、不法投棄、野焼き、水質汚濁等苦情相談対応

【環境】

大気・水質・土壌・騒音・振動等公害対策、生活排水対策、水道、アスベスト対策、ダイオキシン・化学物質対策、環境教育

【食品・くらし】

食品営業許可、食品衛生監視・指導、食中毒予防、食品表示、調理師・ふぐ処理師・製菓衛生師、理美容・クリーニング・旅館・興行場・温泉・公衆浴場等の許可・指導、動物愛護・狂犬病予防

【廃棄物】

産業廃棄物処理業・処理施設の許可・監視・指導、不法投棄対策、PCB対策、使用済み物品対策、産業廃棄物の適正処理促進

生活環境事務所の業務の例

①環境法令に基づく許可・届出審査

⇒ 廃棄物・旅館・公衆浴場・興業場許可、水質汚濁・
大気汚染防止・ダイオキシン・理美容・クリーニング
所届出

②環境・廃棄物施設の監視・指導

⇒ アスベスト飛散防止指導、不法投棄等不適正事案
監視

③環境・廃棄物関係の検査

⇒ 地下水採水、廃棄物処理施設定期検査

④環境・廃棄物に関する苦情対応・調査

⇒ 油流出・魚類へい死や不法投棄・野焼きの苦情対
応(原因者指導)

⑤環境法令違反者に対する行政処分

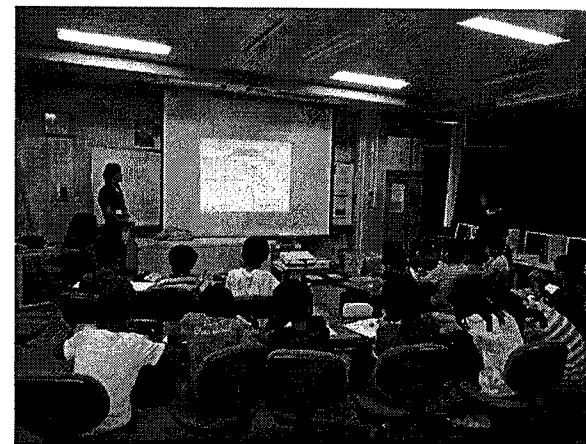
⇒ 廃棄物処理業許可取消、公衆浴場営業停止命令

⑥住民への環境情報の提供・環境教育

⇒ 学校への出前教室、環境イベント開催



排水の採水検査



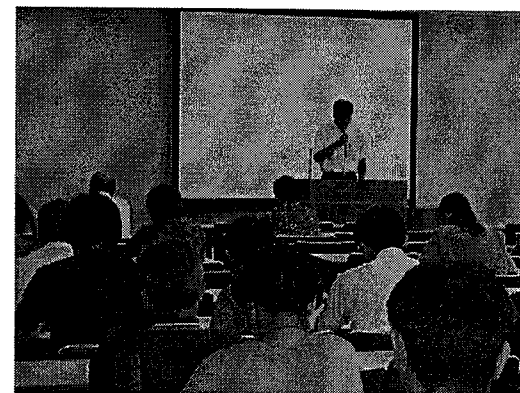
学校への出前説明会

【業務の事例】 食品行政の業務

- 食品営業の許可
- 食品の衛生的な取扱いの監視・指導
- 製造・流通する食品の監視・収去*
- 食品表示の相談対応・指導
- 食品に関する苦情対応・調査
- 食中毒発生時の調査及び原因者への行政処分
- 事業者・住民に対する食品衛生に関する情報提供及び教育・知識の普及



食中毒予防啓発



食品衛生責任者講習会

* 収去：食品衛生法に基づき、事業者等から食品を無償で提供いただき、検査の用に供すること。

【業務の事例】 動物愛護・狂犬病予防業務

- 放浪犬の保護
- 保護した犬猫の飼い主への返還
- 保護した犬猫の譲渡促進
- 動物愛護の普及啓発
- 動物取扱業者（ペットショップ等）の登録
- 動物取扱業者の監視・指導



保護動物の譲渡会



動物愛護普及啓発展示

【保健所業務の事例（生活・環境関係）】

●産業廃棄物の不法投棄や野焼きへの対応

業務の内容

家屋解体に伴う木くずやコンクリートくず、汚泥などの産業廃棄物の不法投棄事案に対し、投棄者又は土地管理者に撤去指導します。

廃棄物の野焼き（野外焼却）は一部の例外を除き原則禁止されていることから、発見・通報があった場合には、当該行為者に対して再度行わないよう指導します。

●水質汚濁事故への対応

業務の内容

河川や湖沼の油流出事故や魚類へい死事案など水質汚濁事故が発生した場合には、関係機関（国・県など）と連携し、必要な対応を行います。

●放浪犬の保護

業務の内容

安全で快適な市民生活を守るために、放浪犬の保護を行います。

●収容犬猫の譲渡促進

業務の内容

収容された犬猫で引き取り者のないものについて、終生飼育が可能で適切に飼育していただける方へ譲渡を行います。又、動物愛護団体と連携し譲渡を促進します。

● 動物愛護の普及啓発

業務の内容

動物愛護団体等と連携し、動物とふれあう機会などを増やして動物愛護意識の啓発を行います。

● 食品に関する相談等の対応

業務の内容

飲食店などの食品営業施設の営業許可や衛生管理に関する相談に対応します。

また、購入した食品の腐敗や異物の混入など住民の方々からの食品苦情があった場合は、状況を調査し必要に応じて食品事業者を指導します。